

公益社団法人小松島市シルバー人材センター 倫 理 規 程

< 前 文 >

公益社団法人小松島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、その設立の趣意に基づき、高齢者に就業の場およびその他の多様な社会活動に参加する機会を確保・提供することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、一貫した事業活動を続けてきた。

今般の新しい公益法人制度の発足に伴い、地域社会からのさらなる信頼・評価が得られるよう、尚一層の創造的な活動を推進していかなければならない。

このような認識のもと、センターは、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。

センターのすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

< 本 文 >

（組織の使命および社会的責任）

第1条 センターは、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 センターは、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第3条 センターは、関連法令およびセンターの定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第4条 センターの役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止および開示）

第5条 センターの役職員は、その職務の執行に際し、センターとの利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他センターが定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示および説明責任)

第6条 センターは、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 センターは、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第8条 センターの役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第9条 センターは、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人小松島市シルバー人材センターの設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。(平成23年3月23日理事会決定)